

書類審査

資料2

平成28年度

子ども会育成連絡協議会運営補助金

評価表

NO.

69

所管部課名	社会教育課		担当者	古川 誠	
事務事業名	青少年育成事業費				
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領				
補助経過年数	21年以上				
平成28年度予算額	1,310 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,310 千円	その他 千円	その他の内容
	指標名			目標値	目標年度
成果指標①	インリーダー研修会参加者数			120人	平成33年度
成果指標②					
補助対象者	薩摩川内市子ども会育成連絡協議会				
補助対象経費	子ども会活動運営に伴う賃金、旅費、需用費、活動費、補助費等				
補助対象事業・活動の内容	子ども会育成連絡協議会の運営並びに子ども会の指導及び研修の実施				
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他
補助金額又は補助率	予算の範囲内				
上記項目の積算方法	各地域に子ども会指導委員を配置、各リーダー研修会の実施、単位子ども会への活動助成及び事務局運営等に係る経費を補助。				
補助過去を受ける年事の決算団体状況等の	項目	平成25年度		平成26年度	
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	自己資金	2,083,974	50.2%	721,226	22.4%
	会費収入	692,200	16.7%	676,900	21.0%
	事業収入		0.0%		0.0%
	寄付金・その他助成	1,391,774	33.5%	44,326	1.4%
	市補助金	1,400,000	33.7%	1,330,000	41.3%
	その他補助金	300,000	7.2%	300,000	9.3%
	(前年度繰越金)	368,769	8.9%	867,560	27.0%
	計	4,152,743	100.0%	3,218,786	100.0%
	支出	2,959,925	100.0%	2,959,925	100.0%
	事業費	1,824,074	43.9%	1,110,424	34.5%
	人件費	902,745	21.7%	902,718	28.0%
その他事務費	558,364	13.4%	546,486	17.0%	
		0.0%		0.0%	
		0.0%		0.0%	
		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)	867,560	20.9%	659,158	20.5%	
計	4,152,743	100.0%	3,218,786	100.0%	
支出計/前年度支出計				77.5%	92.0%
自己資金/前年度自己資金				34.6%	95.5%
翌年度繰越金/市補助金		62.0%		49.6%	15.7%
交付件数	1件		1件		1件
成果指標の推移①	110人		120人		112人
成果指標の推移②					
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」特になし。</p> <p>【事業のPR方法】市民会議組織団体・機関を通してPR</p> <p>【費用対効果】少ない経費で大きな成果(青少年健全育成)が得られている。</p> <p>【その他】市子ども会大会をH26・H27には、「市青少年育成の日のつどい」と合同で実施。今年度も合同開催予定。</p>				

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市全域を対象とした事業を実施している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①会員減少の傾向にあり、運営費も縮小されているが、子どもの育成に関する事業を実施していくには、継続的な補助が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	単位子ども会への活動支援、インリーダー・ジュニアリーダー研修会の実施など、育成等に関する事業を積極的に行い、子ども会活動・研修受講者の拡大に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	子どもの育成に係る専門的な知識を有している団体であり、長年の経験を活かした積極的な活動をしていく上で妥当と考えられる。経費部分においても効率的である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	限られた予算の中で、経費削減を行いながら事業実施している状況である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	子ど�数と比例して、会員数も減少してきている。単に収入部分を増やすために子ども会費を値上げすることは難しいため、今後の課題である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	全ての事業について、市全域を対象としている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金を交付し、限られた予算の中で積極的な事業運営を行っていただくことが最良である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	活動助成費、育成活動事業、事務局経費等に係るものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	«今後の改革の方向性» ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	«視点別評価» 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	«上記方向の理由» 自主財源確保（会費を上げること）が難しいため、必要経費を補助する必要がある。		«今後の改革の方向性» □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	«改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画» 特になし		«まとめ»

子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる子ども会育成連絡協議会運営補助金に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 子ども会育成連絡協議会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会の運営を円滑に行うために、連絡協議会維持等に必要なものであること。
- (2) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、市内子ども会活動の振興及び指導者の育成を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 子ども会育成連絡協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 賃金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 補助費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども会育成連絡協議会組織図
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(交付の基準)

第6条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に子ども会育成連絡協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開催会議記録
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。